

受付 番号	種 目 番 号 —	連 絡 先	委託担当 こども青少年局三春学園	ふ り が な かねこ 担当者名 金子 T E L 7 7 1 - 2 2 5 8
----------	--------------	-------	---------------------	---

## 設 計 書

- 1 委 託 名 三春学園 Kブロック2階 電子錠門扉設置委託
- 2 履 行 場 所 こども青少年局三春学園
- 3 履行期間 期間  
又は期限 期限 令和5年9月30日
- 4 契約区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )
- 7 委 託 概 要  
三春学園Kブロック2階の共用通路入口部分に、電子錠門扉を設置する。

8 部 分 払

する ( 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価 (税込)	金 額 (概算金額)

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む

委 託 代 金 額

---

内 訳 業 務 価 格

消費税及び  
地方消費税相当額

.....

.....

内 訳 書

種目・種別・細別・形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
<b>1 仮設工事</b>					
養生費、清掃費、発生材処分費	1	式			
<b>2 アルミ製電子錠門扉設置</b>					
両開きアルミ門扉(W1600、H2200、縦格子、色:シャイングレー)	1	式			
* 塗装はJIS規格のA1以上、強度はJIS規格のS1等級以上であること					
レバーハンドル電子錠	1	式			
* 停電時は施錠が解除され、手動で開錠できること * 外側からは通常の鍵でも開錠できる仕様とすること					
電子錠制御盤・操作盤	1	式			
設計費	1	式			
運搬費	1	式			
取付調整費	1	式			
諸経費	1	式			
<b>3 電気工事</b>					
モニター付インターフォン(室内)	1	台			
モニター付ワイヤレス子機(室内用)	1	個			
カメラ付インターホン(建物外側壁面)	1	台			
電子錠操作盤(建物内側壁面)	1	台			
電子錠制御盤収容箱	1	式			
弱電工事	1	式			
電源屋外配管(PF管)	1	式			
諸経費	1	式			

4 諸経費					
現場経費、一般管理費、運搬諸経費	1	式			
計					

## 仕様書

### 1 委託概要

本委託は、三春学園のKブロック（旧職員宿舎1階）の2階部分に新たなブロックを開設するにあたり、児童の安全を確保するため、電子錠付きの門扉を設置する。

### 2 委託業務名

三春学園 Kブロック2階 電子錠門扉設置委託

### 3 委託業務内容

- (1) 門扉の作成、設置
- (2) ドアクローザー、電気錠、電気錠操作盤の設置
- (3) インターホン、電子錠制御盤の設置
- (4) 上記に係る増設ブレーカーの設置その他必要な電気工事

### 4 履行期限

- (1) 契約締結の日から令和5年9月30日まで
- (2) 履行に際しては、本市立会職員と十分協議の上、日程を決定すること

### 5 提出書類

- (1) 委託着手届
- (2) 現場責任者・業務従事者選定通知書
- (3) 工程表
- (4) 完了届出書
- (5) その他本市立会職員が必要と認めたもの

### 6 電力及び用水の使用について

本委託業務において、三春学園で直接使用する電力及び用水については、本市より無償で支給するが、使用場所、使用方法等について事前に本市立会職員と協議すること。また、使用に際しては、書類を添えて本市立会職員に申し込むこと。

### 7 履行上の注意

- (1) 本委託の履行に際し、当施設の業務に支障を生じさせないよう本市立会職員と履行計画を協議すること。
- (2) 本委託の履行に際し、資格を必要とする作業については、必ず有資格者を配置すること。

## 8 安全管理

- (1) 受託者は、本委託の履行に際し、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、安全に作業行うこと。
- (2) 受託者は、作業を安全に遂行するため、安全作業計画、安全処理（危険表示、足場、柵、網等）、緊急連絡先を明確にした安全作業計画書を作成し、本市立会職員に提出するとともに、その内容を作業者に徹底させること。
- (3) 受託作業中は作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。
- (4) 作業従事者は作業に適した服を着用し、名札等で業者名を明確にすること。

## 9 事後処理

受託者は、本委託業務履行に際し、受託者の責任により本市及び第三者に損害を与えた場合は、受託者の負担において直ちに現状に復すること。

## 10 かし担保

本委託のかし担保期間は、特記仕様書に記載のない限り、委託契約約款に定める期間とする。

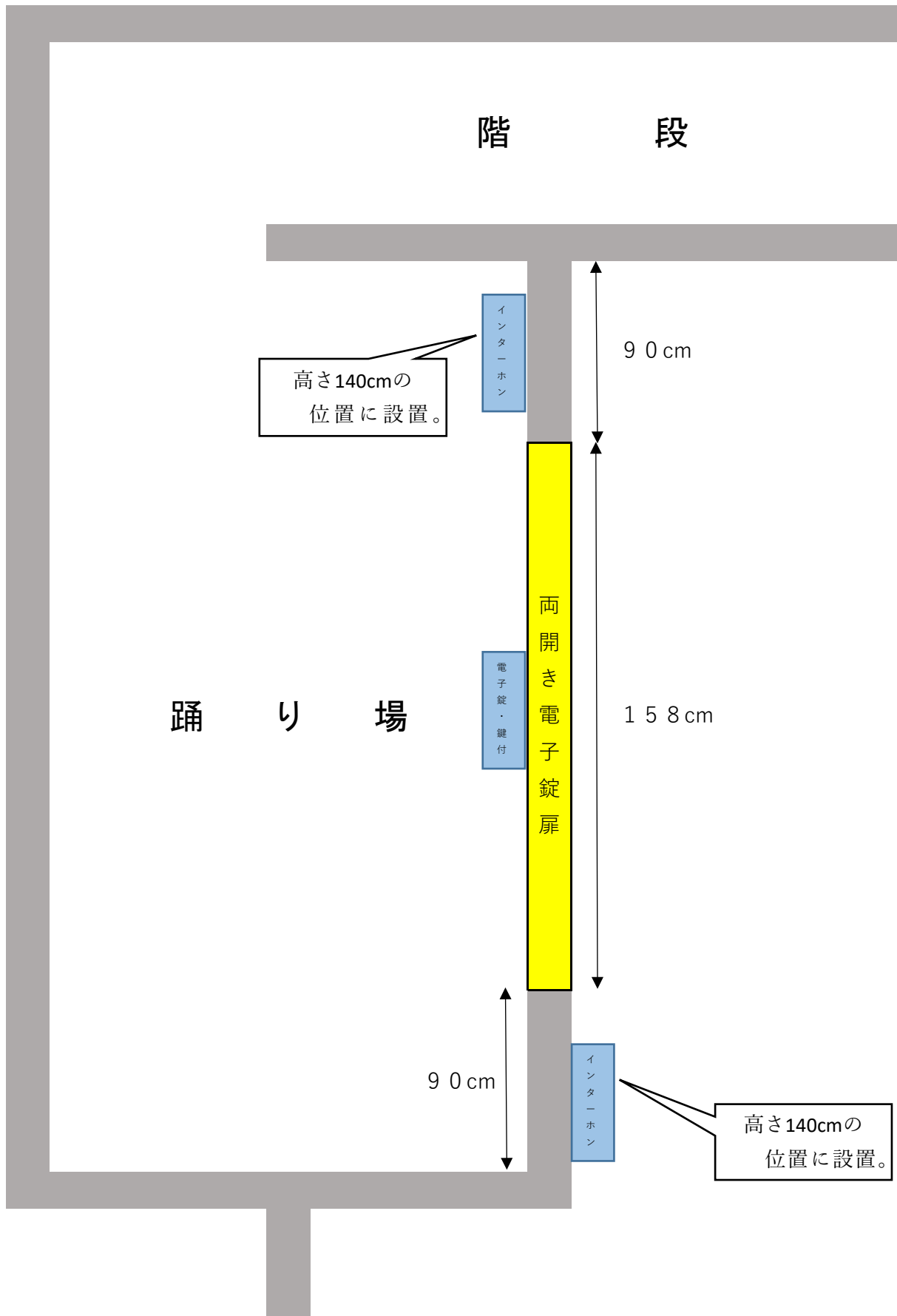
## 11 疑義

受託者は、本委託業務着手前に現場及び設計図書等を十分調査のうえ、疑義が生じた場合は本市立会職員と協議すること。その他、本委託の履行中に生じた疑義については、本市と受託者双方の協議により解決すること。

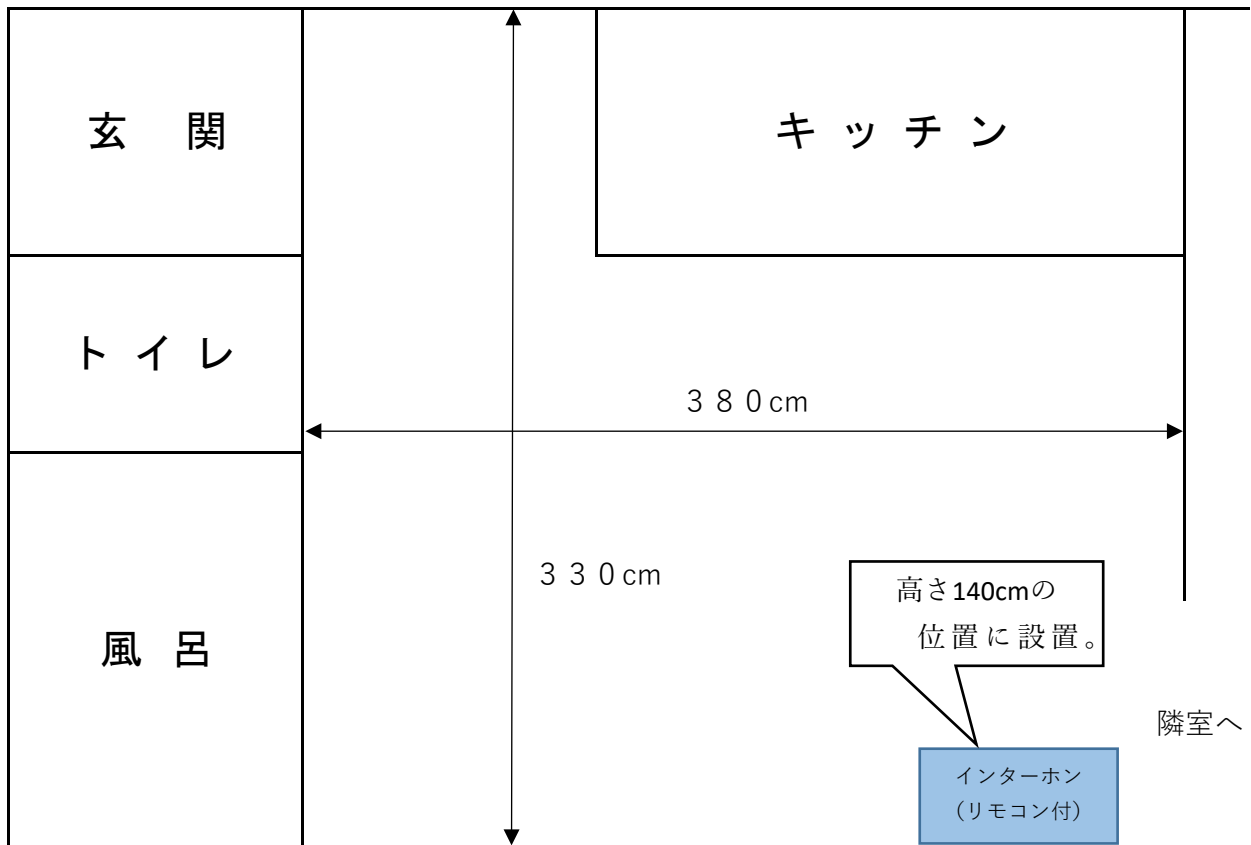
## 12 廃棄物の処理

受託業務以外で発生した廃棄物（飲食の容器など）については、受託者の責任において処理すること。

# 2階入り口平面図



# 202号室 室内平面図









インター  
ホン



